

2019 年 10 月 1 日

被保険者各位

石原産業健康保険組合

禁煙外来保険適用に一部補助金を支給する件

標題に関しまして、10 月 1 日より当健保において禁煙外来保険適用者への自己負担額の一部補助（50％）を実施いたします。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、禁煙を考えている方はぜひ活用し禁煙（卒煙）していただきますようお願いいたします。（健保 HP に詳細、提出用紙を掲載）

記

- ・対 象 者 保険治療適用条件を満たした禁煙外来治療を受け、治療終了から 3 か月以上経過し卒煙した在職中の被保険者
- ・申請方法 ①治療開始後 1 か月後までに『禁煙サポートプログラムエントリーシート』を事業所（健保担当）経由して健保に提出（禁煙宣言）

②12 週間計 5 回の治療が終わって 3 か月以上経過した後も禁煙が継続（卒煙）していた場合、『補助金申請書兼卒煙証明書』を事業所（健保担当）経由して健保に提出（上司・家族など、2 名の証明が必要）
- ・補 助 額 自己負担額の 50％を上限として補助（1,000 円未満切り捨て）
1 回限り
- ・注意事項 禁煙治療に該当する領収証および明細書の添付が必要ですので
すべて保管しておいてください。
次の場合は補助の対象外となります。
 - ・最終治療日から 6 か月以内に②の申請書の提出がない場合
 - ・5 回の治療が完了する前に中止した場合や当健保の資格を喪失した場合

以上